

議 事 録

令和7年度四万十町農業委員会 11月総会

日 時 令和7年11月26日(水)午後3時00分 開議

場 所 四万十町役場 本庁東庁舎 多目的大ホール

日 程

- 第1 指定第15号 会期の決定について
- 第2 指定第16号 議事録署名委員の指名について
- 第3 報告第19号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- 第4 報告第20号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 第5 報告第21号 非農地証明事務処理報告について
- 第6 議案第23号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について
- 第7 議案第24号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第8 議案第25号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第9 議案第26号 四万十町農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について
- 第10 その他

[出席委員]

- | | | | | |
|-----------|-----------|------------|-----------|-----------|
| 1. 山部 洋平 | 2. 今井 満隆 | 3. 谷脇 誠郎 | 4. 小野 重明 | 6. 下元 誠一郎 |
| 7. 浜田 大彰 | 8. 宮崎 恵美子 | 12. 竹村 加壽子 | 13. 武内 道則 | 14. 吉良 榮 |
| 15. 中原 英昭 | 16. 宮脇 眞弓 | 17. 西川 香代美 | 18. 吉田 健夫 | 19. 太田 祥一 |
| 20. 中城 康子 | 21. 岡村 博晶 | 22. 掛水 誠幸 | 23. 西内 一隆 | 24. 市川 絢子 |
| 25. 吉良 寛一 | 26. 甲把 雄 | 27. 廣田 智之 | 28. 大西 博之 | 29. 石田 芳秋 |
| 30. 澤田 憲男 | 31. 武市 敏男 | 32. 山本 誠二 | 34. 平野 直人 | 36. 上野 渡 |
| 37. 佐々木 通 | 38. 秋田 公幸 | 39. 梶原 美智 | | |

[欠席委員]

- | | | | | |
|----------|----------|-----------|------------|------------|
| 5. 佐竹 孝太 | 9. 山本 道雄 | 10. 東出 一茂 | 11. 小野川 隆彦 | 33. 橋本 健太郎 |
| 35. 山崎 力 | | | | |

[事務局]

小嶋 二夫・杉本 孝成・森光 愛・田村 亮・槇尾 拓生・山川 美恵

会長

皆さん、こんにちは。大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本当に季節の方も大変寒くなってまいりました。あと一ヶ月と少しで年末ということになっております。先日、23日ですが西部地区産業祭がございまして、昭和でありまして、その時に西部地域の委員の皆さん方に準備等していただきまして、本当にありがとうございました。また、ジャンボカボチャの出品、それからバザーの出品もしていただきまして滞りなくバザーも売れましたし、評会の方も無事終わりました。詳しい報告につきましては、地域委員長の中原委員より報告をしていただきます。

それと18日に高知県農業会議臨時総会、下半期農業委員会会長、事務局長会議がございまして、私と事務局長と参加をしてまいりました。その時に毎回になりますが、広報の賞をいただきました。四国ブロック農業委員会情報誌コンクールで優秀賞をいただきました。誠にありがとうございます。私の方で受け取ってまいりました。最優秀が南国市農業委員会がございまして、2番目に優秀賞で四万十町農業委員会、それと優良賞が土佐清水市農業委員会。土佐清水も常連になっております。3組が賞をいただきましたので、後で広報委員の代表の方に渡したいと思っております。

それとその同じ18日に農業会議総会の時に新しく提案がございました。地域計画目標地図の作成をいたしまして今年3月に提出をいたしましたが、その結果が出たようで、その結果の中で、白地が表示ができなかった部分が全国で31%あるようです。高知県におきましては、62%が白地ということになっておるようです。ちなみに四万十町を調べてみますと61%だそうです。その白地の部分を中心に地域計画の練り直しと言いますか、今後どのようにしていくのか、再度取り組んでくれということが提案されました。大変時間もかけて、我々四万十町農業委員会もやったわけですが、その白地の部分が多いじゃ、なかなかめどが立たないと。その白地を埋める作業を含めた地域計画の練り直し第2弾みたいな形でやっていただきたいという提案がございました。これはあくまでも四万十町の場合は農林水産課が主体でありまして、自分らは一緒にやっていくという立場でございまして、農業委員会の仕事でもございまして、農林から依頼があり、また一緒に協議をしましてこういう形でやろうということになれば、我々農業委員会も一緒にやっていかないと。また、提案されたばかりで一部早い市町村では会合を開いたとかいうことも前回聞きましたが、まだ手つかずという部分が大半だと思っております。これから成り行きによって、どういった形になるかわかりませんが、また農業委員会が動かないかんという形になりましたら、皆さんにお願いすることもあるかと思っておりますので、お知りおきをしていただきたいというふうに思います。

それと私と局長は明日から東京に1泊2日で、行ってまいります。全国農業会議の全国大会会長大会ということで、東京の方に行ってまいりまして、県選出の国会議員さんたちと色々と意見交換をしていくということになっておりますが、なかなか忙しい役職を持たれた国会議員さんもおりますので全員には会えないと思っておりますが会えた方には今の実情とか思いとか、そういった部分はしっかり言っていきたいと思っております。その内容につきまして、また次の総会で報告をいたしたいというふうに思っております。季節の方も年末ということで、今日はこの後普段より1月早い忘年会になりますが、たくさんの方々に参加をしていただきたいというふうに思っております。スムーズな進行どうかよろしくお願ひ申し上げたいと思っております。それでは11月総会ただいまから始めたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

議長 　ただ今から、令和7年度四万十町農業委員会11月総会を開会いたします。総会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、よろしく申し上げます。

　それでは、総会の開会にあたり、四万十町農業委員会憲章の朗読を行います。今回の発声は、議席番号23番西内一隆委員にお願いします。それではご起立をお願いします。憲章は、添付資料の最後にございます。

23番 　～ 四万十町農業委員会憲章の朗読 ～

委員 　～ 朗読 ～

議長 　本日の会議に、5番佐竹孝太委員、9番山本道雄委員、10番東出一茂委員、11番小野川隆彦委員、33番橋本健太郎委員、35番山崎力委員から欠席の届けが出ております。

議長 　次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定により農業委員15名、推進委員18名となっており、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。本日の議事日程については、お手元に配布しているとおりです。それでは議事に移ります。

　日程第1、指定第15号「会期の決定について」を議題とします。お諮りします。令和7年度四万十町農業委員会11月総会の会期は、令和7年11月26日の本日1日といたしますが、これにご異議ありませんか。

委員 　（「異議なし」の声あり）

議長 　異議なしと認め、本総会の会期は本日1日といたします。

議長 　次に、日程第2、指定第16号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。四万十町農業委員会会議規則第24条第3項の規定により、議事録署名委員を2名指名したいと思っております。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 　（「異議なし」の声あり）

議長 　異議なしと認め、議事録署名委員に12番竹村加壽子委員と28番大西博之委員を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

議長 　日程第3、報告第19号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 　報告第19号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」ご説明いたします。議案書は、3ページからです。件数は窪川地域から1件になります。借受人・貸出人の氏名・住所については、お手元の議案書のとおりです。

番号1番、土地の所在地、東大奈路字中屋敷ノ上569番、地目、田、面積2,732㎡です。解約事由は、双方合意。合意年月日は令和7年10月31日、引渡年月日は令和7年12月31日です。説明は以上です。

議長 報告第19号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。特になければ報告第19号は終わります。

議長 日程第4、報告第20号「農地法第3条の3の規定による届出について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第20号「農地法第3条の3の規定による届け出について」をご説明します。議案書は4ページからです。件数につきましては窪川地域4件、西部地域1件、計5件です。なお、相続人の住所・氏名については、議案書のとおりです。

番号1番、土地の所在地、影野字切石ケナロ354番1、地目、田、面積1,732㎡、外5筆あり、合計6筆、面積、計12,072㎡です。届出日、令和7年10月23日、届出事由、相続。あっせんについては、希望しないとなっております。

番号2番、土地の所在地、影野字切石ケナロ354番1、地目、田、面積1,732㎡、外5筆あり、合計6筆、面積、計12,072㎡です。届出日、令和7年10月23日、届出事由、相続。あっせんについては、希望しないとなっております。

番号3番、土地の所在地、作屋字西ノ川口774番7、地目、畑、面積691㎡、外13筆あり、合計14筆、面積、計4,635㎡です。届出日、令和7年10月17日、届出事由、相続。あっせんについては、希望しないとなっております。

番号4番、土地の所在地、興津字元脇41番、地目、畑、面積218㎡、外23筆あり、合計24筆、面積、計12,545㎡です。届出日、令和7年10月14日、届出事由、相続。あっせんについては、希望しないとなっております。窪川地域の説明は以上です。

続きまして、西部地域からです。番号5について説明します。土地の所在、十和川口字向イヤシキ760番1、地目畑、面積1,105㎡。外3筆あり、合計4筆で、面積が1,615㎡です。届出日、令和7年10月16日、届出事由、相続、あっせん希望については、希望しないとなっております。説明は以上です。

議長 報告第20号について事務局の説明が終わりました。これは事務処理報告ですが、何かありませんか。

議長 特になければ、報告第20号は終わります。

議長 続いて、日程第5、報告第21号「非農地証明事務処理報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第21号「非農地証明事務処理報告について」四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第6項、及び四万十町農業委員会事務局規程第8条第5号の規定により、非農地証明書を発行しましたので、ご報告いたします。議案書は8ページをご覧ください。

今月は窪川地域から3件、西部地域から2件となっております。

番号1番、添付資料は1ページと2ページです。平串字庭草田135番、地目、田、面積967㎡です。申請地は平成23年頃から耕作が困難な土地となり、現在は山林となっております。令和7年10月17日、担当委員と職員が現地を確認し、「証明基準のウ、やむを得ない事情によって10年以上耕作放棄された土地」と認め、非農地証明書を発行しております。

番号2番、添付資料は3ページと4ページです。仁井田字永泉畑173番1、地目、田、面積90㎡です。申請地は20年以上前から農道になっており、現在に至っております。令和7年10月24日、担当委員と職員が現地を確認し、「証明基準のオ、規則第5条第1号に該当する農業用施設用地等に転用された土地」と認め、非農地証明書を発行しております。

番号3番、添付資料は5ページと6ページです。大井野字松ヶ谷山550番、地目、田、面積618㎡です。申請地は40年以上前から建物敷地になっており、現在に至っております。令和7年11月4日、担当委員と職員が現地を確認し、「証明基準のエ、人為的に転用して既に20年以上経過している土地」と認め、非農地証明書を発行しております。窪川地域からは以上です。

続いて、西部地域です。

番号4、添付資料は7ページから8ページです。土地の所在地、江師字大久保ノ平86番1、地目、畑、面積22㎡です。外1筆あり計2筆面積が計121㎡です。申請地は20年以上前より宅地として利用しており現在に至ります。令和7年11月6日、担当委員と現地確認を行い、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領、第4、「証明基準のエ、人為的に転用した土地で既に20年以上経過している土地」と認め非農地証明書を発行しております。

番号5、添付資料は9ページから10ページです。土地の所在地、木屋ヶ内字踊駄場367番、地目畑、面積152㎡です。申請地は30年以上前より建物敷地として利用しており現在に至ります。令和7年11月5日、担当委員と現地確認を行い四万十町非農地証明書発行事務取扱要領、第4、証明基準のエ、人為的に転用した土地で既に20年以上経過している土地と認め非農地証明書を発行しております。報告は以上です。

議長 報告第21号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。特になければ、報告第21号は終わります。

議長 続いて、日程第6、議案第23号「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」を議題とします。議案第23号、番号8番は議席番号7番浜田大彰委員が四万十町農業委員会会議規則第20条の議事参与の制限に抵触しますので、先に番号1番から7番の審議、採決を行い、その後に浜田大彰委員に退席していただき番号8番の審議、採決を行います。それでは事務局の説明を求めます。

事務局 議案第23号「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」をご説明します。議案書は9ページからです。申請地の位置は添付資料の11ページからになります。件数につきましては窪川地域7件、西部地域1件、計8件です。譲受人・

譲渡人の住所・氏名については議案書のとおりです。

番号1番、土地の所在地、富岡字下長田232番、地目、田、面積2,566㎡、外2筆あり、合計3筆、面積、計4,443㎡です。権利事由は所有権移転の贈与になります。譲渡理由は、本人希望 譲受理由は相手方の要望です。申請地では、水稻、果樹を栽培する計画となっています。

番号2番、土地の所在地、東大奈路字中屋敷ノ上568番、地目、田、面積3,189㎡です。権利事由は所有権移転の売買になります。譲渡理由は本人希望、譲受理由は相手方の要望です。申請地では、水稻を栽培する計画となっています。

番号3番、土地の所在地、東大奈路字中屋敷386番1、地目、田、面積185㎡、外1筆あり、合計2筆、面積、計391㎡です。権利事由は所有権移転の売買になります。譲渡理由は本人希望、譲受理由は相手方の要望です。申請地では、水稻を栽培する計画となっています。

番号4番、土地の所在地、東川角字扇田甲156番2、地目、田、面積53㎡、外5筆あり、合計6筆、面積、計1,013.57㎡です。権利事由は所有権移転の売買になります。譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は本人希望です。申請地では、水稻を栽培する計画となっています。

番号5番、土地の所在地、東川角字扇田甲156番1、地目、田、面積、349㎡、外5筆あり、合計6筆、面積計、1,787.86㎡です。権利事由は使用貸借権の設定です。貸出理由は本人希望、借受理由は相手方の要望です。契約期間は、令和7年12月1日から令和10年11月30日の3年です。申請地では水稻を栽培する計画です。

番号6番、土地の所在地、奥呉地字三月田987番、地目、田、面積、1,488㎡、外8筆あり、合計9筆、面積計、6,813㎡です。権利事由は所有権移転の売買になります。譲渡理由は本人希望、譲受理由は相手方の要望です。申請地では、水稻、野菜、柿を栽培する計画です。窪川地域からは以上です。

番号7についてご説明します。議案書は、7ページ、添付資料は17ページです。土地の所在地、江師字イツイ谷81番、登記地目、畑、面積274㎡です。外5筆あり、計6筆面積は計3,123㎡です。権利事由は、所有権移転の贈与になります。譲渡理由は、相手方の要望、譲受理由は、本人希望です。申請地では、水稻や野菜、果樹を耕作する計画です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長

議案第23号、番号1番から7番について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。番号1番について、29番石田芳秋委員。

29番

番号1番について説明いたします。11月20日に譲渡人、譲受人双方に確認いたしました。現況は田です。譲受人は、ニラを中心に水稻等を耕作する地域の担い手となっております。取得する土地においては、周りに影響を与えるということもないと思います。今さっき述べた通り、地域の担い手として営農組織の代表も務めており農地を有効に利用することと考えております。以上です。

議長 続きます、番号2番、3番について。1番山部洋平委員。

1番 番号2番について、22日に譲受人に電話にて確認しました。譲渡人の方は現在の生姜の収穫作業に雇われて日中は早朝から遅くまで不在ということで、こちらで電話で話をお聞きしました。現況は田であることを確認しています。また、取得する農地には営農上悪影響を与えないことを確認しております。譲渡人は高齢のため、また単身で行っていて、娘さん2人も県外におられるということで後継者が不在ということです。そこで近隣の譲受人に依頼し今回売買に至ったということです。譲受人は事業経営の傍ら、意欲的に水稻栽培に取り組む担い手です。譲受人は農地を効率的に利用していて、年間150日以上作業に従事することを確認しております。以上の確認の結果、番号2番の所有権移転は問題ないと判断をしました。

続いて3番ですけどこちら22日の日に譲受人と現地でお会いし、確認をいたしました。譲渡人の方の情報は先ほど申し上げた通りです。譲受人はハウスでニラ、その他野菜、また水稻を意欲的に栽培している地域の担い手の方です。譲受人は農地を効率的に利用していて、年間150日以上農作業に従事することを確認しています。以上確認の結果、番号3番の所有権移転も問題はないと判断をしました。以上です。

議長 続きます、番号4番、5番について。22番掛水誠幸委員。

22番 4番5番譲受人譲渡人とも一緒ですので、合わせて説明させていただきます。まず4番の方ですが売買です。譲受人の方は地域の担い手でありまして面積的には米が300a、梨が5aの経営をされている。300aは当然、借りた土地も含めての経営でございます。上の分については、田であることと畑であることも確認しましたし、近隣に迷惑かけることもないことも確認しました。乙925のこれについては現在、榊とか柚子が植わっております。特に4番については問題ないと思います。

次に、5番の方に行きます。さっきと同じように、同じ人からの貸借でありますので特に問題はありませんが、ここでは全部で6筆になっておりますが、全てこの地域が圃場整備をした時に、一緒に工事をしていただいたようで、一筆になっておりました。仮受人の方は、年間300日くらい働いておりますし、特に周りへの影響もないと思われま。特に問題ないものと判断しました。以上です。

議長 続きます、番号6番について。28番大西博之委員。

28番 先日、譲受人から聞き取りをしてきました。譲受人は今年新規就農をしまして、奥呉地地区でお米を約1町、露地生姜を2畝くらい作付けしておまして今度購入する農地についても田んぼ、畑であることを確認しております。本人もやる気で農地も規模拡大したいという意思もありますので、特に問題はないと思えます。

議長 続きます、番号7番について。17番西川香代美委員。

17 番 7 番について報告します。譲受人、譲渡人は親子関係にありますので、特に問題ないと判断いたしました。実質今までも息子さんの方が耕作等されていたようで、これからも耕作されていくようです。以上です。

議長 議案第 23 号、番号 1 番から 7 番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。議案第 23 号「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」番号 1 番から 7 番までを原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第 23 号「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」番号 1 番から 7 番までは、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、番号 8 番の審議を行いますので、7 番浜田大彰委員は退席をお願いします。事務局の説明を求めます。

事務局 番号 8 番の説明をいたします。議案書は 11 ページ、添付資料は 18 ページになります。土地の所在地、影野字宮之前 1111 番、地目、田、面積 9,704 m²のうち 9,480 m²です。権利事由は、解除条件付きの賃貸借権の設定になります。貸出理由は本人希望。借受理由は相手方の要望です。契約時間は、令和 7 年 12 月 1 日から令和 17 年 11 月 30 日の 10 年です。申請地では、椎茸などを栽培する計画です。以上この議案につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。8 番の説明は、以上です。

議長 議案第 23 号、番号 8 番について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。8 番宮崎恵美子委員。

8 番 番号 8 番について説明いたします。21 日に借受人と貸出人双方から確認を取りました。土地の現況ですが、この田んぼは以前から太陽光発電が上にある広い、大きな田んぼですが、前は太陽光発電の下で里芋やら万次郎かぼちゃを栽培していましたが、現在は下がなかなか雨が降るたびに乾かなくなり、出来なくなったので、現在椎茸栽培をされております。椎茸の櫓木が立っておりました。土地等の効率的に利用しているかについてはちゃんと効率的に利用していると思います。本当は、椎茸の原木がもっと欲しいのですが、なかなか手に入らなくて困っているということでした。それで全面的には椎茸を置いておりませんが、徐々に出していくような段取りでおるようです。

借受人は、年間 150 日以上 of 農作業をしていることも確認しています。周辺農地への支障ですが、別に問題ないと思います。貸出人は自分では耕作できないため、以前からこの法人に貸出していたので、これからもこのまま貸出して耕作してもらおうということです。問題はないと思います。以上です。

議長 議案第 23 号、番号 8 番について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。議案第 23 号「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」番号 8 番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第 23 号「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」番号 8 番は、原案のとおり可決されました。7 番浜田大彰委員の除斥をとき、着席していただきます。浜田大彰委員、番号 8 番は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 7、議案第 24 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 24 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」をご説明いたします。議案書は 12 ページです。今月は窪川地域の 1 件です。番号 1 についてご説明します。添付資料は 19～25 ページです。

申請地は、1 筆、土地の所在大井野字松カサコ 711 番、地目、田、面積 2,384 m²の内 404 m²の農地です。申請人は、記載のとおりです。転用目的は、農業用施設への転用です。転用理由は、農業用倉庫の新設です。農地区分ですが、申請地は「農用区域内」の農地ですが、四万十町の定める農業振興地域農用地利用計画において、農用区域内の「農業用施設用地」に指定されております。その為、今回の申請は農業用施設用地に指定された農地を、農業用施設へ転用するものですので、立地基準においては、許可は可能と判断しております。転用計画につきましては、21 ページの土地利用計画図に示している形で、農業用倉庫と通路等を整備する計画です。周囲の状況・影響については、周辺は全て農地ですが、北側の日照不足による影響が懸念される農地については、同意書の提出があります。その他の農地については営農上特に影響はないものと考えております。土地の造成計画については、25 ページに記載されておりますが、50 cm 弱の盛土を行い、L 字擁壁で土留めすることで土砂の流出を防止します。また、整地後は碎石敷きとします。進入計画については、東側の農道から進入します。取り合わせ工事については、法定外公共物上にコンクリート蓋を設置し、盛土を行うため、占有許可及び工事許可等が必要となりますが、本町建設課に確認したところ、申請自体はまだ上がってき

てないとの事ですが、協議中との事で、許可見込みであると確認をしております。排水計画についてですが、排水は雨水のみであり、申請者所有地内で自然浸透及び東側水路へ排水とします。資金計画については、金融機関の通帳残高により必要な事業費を確保していることを確認しています。説明は以上です。

議長 議案第 24 号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。21 番岡村博品委員。

21 番 11 月 24 日、現地で申請人本人と面談し確認しました。申請人は、この地区を中心に担い手として農業している若者です。申請地は本人の土地であり周辺農地の同意もあり、営農への支障については特に問題ないと思います。計画面積も必要最小限の計画でありますので特に問題ないと思います。関係機関の許可がおり次第、着手することを確認しています。以上確認の結果、番号 1 の転用は問題ないと判断しました。以上です。

議長 議案第 24 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。議案第 24 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第 24 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 8、議案第 25 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 25 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を説明します。議案書 13 ページ、今月は窪川地域の 2 件です。番号 1 番について説明します。添付資料は 26、27 ページです。

申請地は、1 筆。土地の所在、茂串町 247 番 1、地目、畑、面積 104 m²の農地です。権利事由は、売買による所有権移転です。譲受人・譲渡人は、記載のとおりです。転用目的は、住宅敷地への転用です。転用理由は、購入した自己住宅に隣接する本申請地をバーベキュースペースや物干しスペースに利用するものです。農地区分ですが、申請地は第 2 種農地の要件の一つである「市町村役場からおおむね 500m 以内にある農地」に該当するため、第 2 種農地と判断しています。転用計画につきましては、27 ページの

土地利用計画図に示している形で、バーベキュースペース、物干し場を整備する計画です。周囲の状況・影響については、北側は自己住宅、東側と西側は同意有の農地、南側は鉄道用地となっており、営農上特に影響はないものと考えています。土地の造成計画については特になく、整地のみとします。進入計画については、北側の自己の住宅より直接進入します。進入部分の工事は特にありません。排水計画についてですが、排水は雨水のみであり自然浸透とします。資金計画については、通帳残高により、必要な事業費を確保していることを確認しています。番号1は以上です。

続きまして、番号2。添付資料は28ページから30ページです。

申請地は、6筆。土地の所在、平串字四角田529番、地目、田、面積1,380㎡、外5筆あり、合計5,359㎡の農地です。権利事由は、賃貸借権の設定です。借人・貸人は、記載のとおりです。転用目的は、盛土場への一時転用です。転用理由は、平串地区の農地造成が可能となる低地への盛土を行うため、一時的に盛土を仮置きするものです。農地区分ですが、申請地は第3種農地の要件の一つである、「インターチェンジから300m以内にある農地」に該当するため、第3種農地と判断しています。転用計画につきましては、29ページの土地利用計画図に示している形で、3か所に分けて盛土を行う計画です。周囲の状況・影響についてですが、現況の農地をかさ上げるものであり、特に周辺農地への影響は無いものと考えております。また、土地改良を行うために組合を設立しており、周辺農地の所有者も加入し、当該盛土事業については同意済となっております。土地の造成計画については、30ページの断面図のとおり、3.3m程度の盛土を行います。盛土規制法による届け出も現在進行中。進入計画については、申請地北側の申請者所有地から進入します。排水計画についてですが、排水は雨水みで、申請地内で自然浸透とします。その他、法人の登記事項証明書等により、十分な事業費を確保していることを確認しています。議案第25号の説明は以上です。

議長 議案第25号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。番号1番について。1番山部洋平委員。

1番 1番について21日に譲渡人、譲受人双方より電話にて、また24日に現地確認を行いました。譲受人からは、許可があり次第着手することを確認しています。また、必要最低限の計画で問題ないと思います。周辺農地への影響も自然浸透で何ら問題ないと思います。現地については、以前は椎茸の楢木置き場として、長年に渡って使用されてきたとのことですが先月の案件に引き続き、北側の宅地を購入した譲受人が計画図の通り、物干し場や娯楽スペースとして活用する予定とのこと。以上、番号1番の転用は特に問題ないと判断しました。以上です。

議長 続きまして、番号2番について。29番石田芳秋委員。

29番 借受人にお話を聞きました。事務局の説明の通り、この地域全体で基盤整備をするという計画が進行しています。まだ、具体的にいつ工事が始まるというところまでは、いってないそうですので、それまでに基盤整備をするためには、ここをだいぶ盛り上げんといかんというような感じの土地らしいです。それに対して早めに土を集めて、

仮置きをしておかんと工事が進まんというような話でして、ここへ土を仮置きしておきたいということで、このような状況になっているということです。それで許可がおり次第すぐに着手するという。それから必要最低限の計画で問題ないということは確認しております。それから周辺農地の方に対しましても事務局の説明の通り話し合いもついて、周囲に迷惑をかけるとかかっていうことはないということも確認しております。以上です。

議長 議案第 25 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。議案第 25 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第 25 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 9、議案第 26 号「四万十町農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を議題とします。議案第 26 号番号 14 番は、議席番号 7 番浜田大彰委員と 28 番大西博之委員が、番号 15 番から 17 番については、議席番号 24 番市川絢子委員が、それぞれ四万十町農業委員会会議規則第 20 条の議事参与の制限に抵触しますので、まず番号 1 番から番号 13 番の審議、採決を行い、その後その都度議事参与に該当する委員に退席していただき、番号 14 番から番号 17 番の審議、採決を行います。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 26 号「四万十町農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について」を説明します。議案書は 14 ページです。添付資料は 31 ページからご覧ください。別紙のとおり、四万十町農用地利用集積等促進計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第十九条第 3 項の規定により、四万十町長から諮問がありましたので、ご審議ご決定をお願いいたします。件数につきましては窪川地域の 17 件です。権利の設定を受けるもの、権利を設定するものの氏名・住所についてはお手元の議案書のとおりです。

番号 1 番、土地の所在地、大井野字西原開 749 番、地目、田、面積、3,112 m²です。設定は更新になります。期間は令和 8 年 1 月 4 日から令和 13 年 1 月 3 日の 5 年です。作物は、水稻を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号 2 番、土地の所在地、大井野字西原開 750 番 1、地目、田、面積、3,049 m²です。設定は更新になります。期間は令和 8 年 1 月 4 日から令和 13 年 1 月 3 日の 5 年です。

作物は、水稻を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号3番、土地の所在地、仕出原字内垣ノ内777番、地目、田、面積、1,903㎡です。設定は新規ですが相対利用権設定の更新になります。期間は令和8年1月1日から令和12年12月31日の5年です。作物は、水稻を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号4番と番号5番は受け人が同じなのでまとめて説明いたします。

番号4番、土地の所在地、窪川中津川字下栗ノ木714番2、地目、田、面積、770㎡、外2筆あり、合計3筆、面積計3,497㎡です。

番号5番、土地の所在地、奈路字札建1186番、地目、田、面積、1,127㎡、外1筆あり、合計2筆、面積計2,799㎡です。設定は番号4番が更新で番号5番が新規になります。期間は令和7年12月1日から令和10年11月30日の3年です。作物は、水稻と野菜を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号6番、土地の所在地、奈路字大田1140番、地目、田、面積、3,093㎡、外1筆あり、合計2筆、面積計6,126㎡です。設定は更新になります。期間は令和7年12月1日から令和12年11月30日の5年です。作物は、水稻を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号7番、土地の所在地、奥呉地字上大切718番2、地目、田、面積、1,327㎡です。設定は新規になります。期間は令和7年12月1日から令和12年11月30日の5年です。作物は、水稻を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号8番から番号13番は受け人が同じなのでまとめて説明いたします。土地の所在地、興津字内船倉1641番1、地目、田、面積、1,082㎡、外7筆あり、合計8筆、面積計9,711㎡です。設定は新規になります。期間は令和7年12月1日から令和10年11月30日の3年です。作物は、水稻を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。番号13番までの説明は以上です。

議長 議案第26号、番号1番から13番について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。番号1番2番について。21番岡村博品委員。

21番 番号1番について、11月23日に現地確認と借受人に会い確認しました、水稻の収穫も終わり、早くも来年に向けて耕起していました。借受人は退職をされて現在は地域の担い手となり、この地区で水稻を中心に栽培している方です。周辺農地に悪影響を与えることなく、これからも管理されていかれることと思います。促進計画案通りであることも確認し、問題ないと判断します。

番号2番について、11月24日に現地を確認し、借受人に会い確認しました。田であることを確認し、収穫後の耕起も終わっていました。借受人は長年農業されている経験豊かな担い手であり、栽培管理等ともしっかりされている方で、周辺農地に悪影響を与えることはないと考えます。更新でもあり、促進計画案通り問題ないと判断します。以上です。

議長 続きまして、番号3番について。2番今井満隆委員。

2 番 3 番について、11 月 22 日貸出人、借受人から確認しました。借受人は、認定農業者でもあり、地域の担い手でもあります。雨よけピーマン、水稲、ねぎ等を耕作しており、年間 150 日以上農作業をしていることも確認しております。周辺農地に影響はないか、与えないかということも確認しております。新規になっていますが、10 年ぐらい前からこの場所で水稲を行っております。内容も促進計画案のとおり、特に問題ないと判断します。

議長 続きます、番号 4 番について。6 番下元誠一郎委員。

6 番 番号 4 番について説明をいたします。貸出人には 11 月 22 日に面談をしまして現地確認も行っておりました。借受人にも本日ですが 11 月 26 日、電話にて確認をいたしました。借受人は、株式会社化しておりまして大規模な経営を行っており、認定農業者でもあります。当然、年間 150 日以上農作業に従事しており、周辺農地に悪影響を与えないことも確認をしております。再設定でもあり促進計画案の通り、特に問題ないと判断をいたしました。以上です。

議長 続きます、番号 5 番、6 番について。30 番澤田憲男委員。

30 番 番号 5 番について、借受人に確認をとりました。現況は田で大豆栽培を確認しております。借受人は、地域の農業法人であり認定農業者、担い手でもあります。農作業についても 150 日以上は従事をしており、促進計画案通りです。新規となりますが、特に問題はないと判断します。

また、番号 6 番についてですが借受人は電話で確認を取りました。現況は田で水稲栽培収穫後を確認しています。借受人は地域の担い手であります。農作業は年間 150 日以上従事しています。促進計画案通り更新でもあり、特に問題ないと判断します。以上です。

議長 続きます、番号 7 番について。28 番大西博之委員。

28 番 番号 7 番について、先日借受人から聞き取りをしました。新規であります。7、8 年ぐらい前から地図にある奥の方で 6 反ぐらいの酒米を作っております。認定農業者でもないですし、専業農家でもありませんが酒米を作っていきたいということです。農地にも悪影響も今まで与えたこともないので、特に問題はないと思います。以上です。

議長 続きます、番号 8 番から 13 番まで。担当の東出委員が休んでおりますが、31 番武市敏男委員。

31 番 本日、担当委員が不在のため事前に補足説明の資料をいただいておりますので、自分が読み上げさせていただきます。番号 8 番から 13 番まで借受人が同じなので、一括で補足説明をします。21 日に該当するすべての農地を現状確認してきました。現状は田

です。22日に借受人にお会いしてお話をしてきました。また貸出人の方にも22日から24日までの間で直接や電話で確認しました。借受人は昨年就農して、現状祖父母と本人のお兄さんと作業を共にしています。また、認定農業者の手続きをしている状況であり、年間150日以上農作業に従事し、農業の仕事もやりがいを感じており、大変意欲のある今後、地域の担い手になる方です。農地ですが、8番、11番、12番、13番と柵、除草等綺麗に管理されていました。9番、10番については、数年耕作されていなかった農地で、少し荒れていますが、これから取り掛かって植え付ける準備をするそうです。この2つの貸出人は耕作してもらえることに大変喜んでおりました。他の貸出人にも状況等の確認ができました。新規でございますが周辺農地にも悪影響もなく、内容も促進計画案の通りで特に問題ないと判断します。以上です。

議長 議案第26号、番号1番から13番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。議案第26号「四万十町農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」番号1番から番号13番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第26号「四万十町農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」番号1番から番号13番は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、番号14番の審議を行いますので、7番浜田大彰委員と28番大西博之委員は退席をお願いします。事務局の説明を求めます。

事務局 番号14番の説明をいたします。議案書は17ページ、添付資料は83ページからです。土地の所在地、影野字辻ノ本622番2、地目、田、面積、448㎡、外2筆あり、合計3筆、面積、計1,256㎡です。設定は新規になります。期間は令和7年12月1日から令和12年11月30日の5年です。作物は、水稲と野菜を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。番号14番の説明は以上です。

議長 議案第26号、番号14番について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足をお願いします。8番宮崎恵美子委員。

8番 番号14番について、借受人から21日に確認をしました。借受人は認定農業者でもあり、地域の大きな法人の担い手です。農地の現状は水稲を作る予定となっておりますところは現在さつま芋が植わっております。借受人は効率的に150a以上の農作業に

従事することも確認しております。周辺農地に悪影響を与えないことも確認しております。内容も促進計画案のとおりですので問題はないと思います。以上です。

議長 議案第 26 号、番号 14 番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 26 号「農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」番号 14 番を、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第 26 号「四万十町農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」番号 14 番は、原案のとおり可決されました。7 番浜田大彰委員と 28 番大西博之委員の除斥をとき、着席をしていただきます。

浜田大彰委員、大西博之委員、番号 14 番は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、番号 15 番から 17 番の審議を行いますので、24 番市川絢子委員は退席をお願いします。事務局の説明を求めます。

事務局 番号 15 番から番号 17 番までの説明をいたします。議案書は 17 ページ、添付資料は 87 ページからです。

番号 15 番から番号 17 番は受け人が同じなのでまとめて説明いたします。土地の所在地、中神ノ川字宮ノ西 111 番 3、地目、田、面積、297 m²、外 9 筆あり、合計 10 筆、面積計 8,320 m²です。設定は新規になります。期間は令和 7 年 12 月 1 日から令和 12 年 11 月 30 日の 5 年です。作物は、野菜を栽培する計画です。権利の種類は番号 15 番が使用貸借権の設定、番号 16 番と番号 17 番が賃貸借権の設定です。

議長 議案第 26 号、番号 15 番から 17 番について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。3 番谷脇誠郎委員。

3 番 番号 15、16、17 番は借受人が一緒ということで、まとめて報告をさせていただきます。借受人は数年前に県外から U ターンで帰ってこられて来年より本格的に農業を始めるといことです。主に生姜の栽培を考えているようでして、また水稻、里芋等の栽培を行っていくということでした。それで生姜の栽培ですけれども、有機肥料、無農薬で栽培を考えているということで、自分も興味がありましたので、色々話を聞きました。肥料に関しては、鶏ふん、油かす、米糠で行うということで、鶏ふん、油かすの中でも化学肥料が入っている製品があるようでして、そういった製品を絶対に使わな

いと。それで証明をもらって自分の販売をしていくのにその証明書を生かしていきたいということでした。農薬は無農薬ということで、これは大変じゃないという話もしましたけれども散布の手間がいないということだそうです。それとケイントップですよ、生姜には必ずいるわけですけどもケイントップも消毒をしているからだめということで、マルチを張って草に対応していきたいということでした。いろいろ話をしたんですけど、通常の栽培からいうと、非常に収量が少なくなるわけですし、その部分はどうですか、販売をする時に努力をします。個人でインターネット販売をしたり、地元で農業者に売ったりと。そして最終的に県外にそういった無農薬、有機肥料の卸会社があるそうです。そこの方で売ってもらうというような話をしておりました。消費者に対する販売価格を聞いたのですけれども、ものすごく高い金額で販売をしているようです。そこに卸すということで。生姜ですと今年は高かった、今年は安かった、赤字だったという乱高下があるわけですけども、この人の考え方でいきますと、消費者サイドでなんぼで売れるから、逆算してこれだけの収益が得られるという考え方。非常に収量さえ確保できれば安定した乱高下の心配がないんじゃないかなというふうに、関心して聞いたことでした。

借受人は以上ですけど、地主側の方、15番は親子関係ですので、賃料なんかも発生をしません。それから16番、17番においてはですね。年齢が一人は94歳の女性、88歳の女性の一人住まいです。非常に作ってくれるということで、安心して喜んでおります。16番の方に関してはですね、もう田んぼのことは一つも分からんと。もう全部若い人に任しているということでした。今回、新規なわけですけども借受人は、新規の認定就農者でもあります。それと周辺に悪影響を与えない、150日以上従事することを確認しております。特に問題ないと判断をいたしました。以上です

議長 議案第26号、番号15番から17番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を集結し採決します。

議案第26号「四万十町農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」番号15番から17番を、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第26号「四万十町農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」番号15番から17番は、原案のとおり可決されました。24番市川絢子委員の除斥をとき、着席をしていただきます。

市川絢子委員、番号15番から17番は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 10、その他の件について議題とします。

冒頭の挨拶にありましたが、西部地区産業祭の報告を西部地区の委員長の中原英昭委員より報告をお願いします。

15 番

先日の 23 日に十和地区の旧昭和小学校で西部地区産業祭に参加してきました。例年通りのジャンボカボチャコンテストと、その重量当てクイズ、チャリティーバザーを行っております。ジャンボカボチャコンテストでは多くの参加をいただきまして、全部で 32 人の方に出品していただきまして、個数は 48 個とたくさんありました。ジャンボカボチャと言っていい遜色ないようなカボチャがたくさん出ておりまして、今回の 1 位はですね、我らが山部洋平委員の 47 kg。2 位も我らが小野重明委員の 42.6 kg。3 位は十和地区の地吉の東信文さんという方で、35.85 kg でした。重量当てクイズも天気恵まれてまして、大変たくさんの方に参加いただきまして、1、2、3 位と商品券を送っております。それでチャリティーバザーですけれども今回もたくさんの商品をいっぱい寄せていただきまして、窪川委員さんからもたくさんいただいております。机に並び切らんぐらいの商品がありまして、生姜、カボチャ、ピーマン、里芋、米、ミョウガ、大根、白菜、みかんとかと食器とかもありました。それを全部完売いたしまして、今回は売り上げが 69,000 円になっています。今回は昭和地区で、産業祭が行われましたので昭和保育所へ全額寄付する予定になっております。また来年も行いますので、よろしく願い致します。以上です。

議長 事務局から報告がございます。

事務局

私からはこのオレンジ色の紙の第 4 回農業者年金オンラインセミナーが、農業会議の方から周知を依頼されましたので、皆さんの机にお配りしております。また周りの方で興味がある方もない方も見ていただけたらと思うので、お勧めしていただけたらと思います。以上です。

議長

地域計画の中で冒頭言いましたがブラッシュアップ次の計画ですが、そのことについて何か質問がもしありましたらお願いをいたします。また始まって今聞いたばかりでして、あんまり進んでおりませんが、それも質問したい方おりましたらお願いします。

8 番

白って決まってないということですか。

議長

前に地図でも説明したところ、人が決まったら色塗りしてはいますが、決まってない、回答がなかったとか。それが全国平均で 31%というところが高知県では 62%白があったと。四万十町では 61%あったということにして、国の方というか、農水省といいですか、これをまた色をつけれるように、また計画も含めて。地域計画を前に進めてくださいということだと思います。僕も初めて県場で聞きましたので、今からどういうふうにやっつけようかなっていう部分で、戸惑いましたが、これはやっつけくれということですので、どんな形になるかはわかりませんが、取り組みはせないかんということだと思います。 15 番中原英昭委員。

15 番 先ほど会長が言われた通り、その農業委員会がこうしようっていうので、その農林が主でこんなのをしようと思うんやけど手伝ってください、みたいな形で来るっていうことで理解してたらいいんですか。

議長 農業委員の仕事でもありますし、農林水産課と一緒に取り組んでいくという形になると思います。地域計画自体は、一緒に考えてある程度一緒に行動するという形になる。

15 番 賢い人がこんなにしようって考えてくれて、こう行きましょうって一緒に頑張りましたよみたいな感じで考えてたらええってこと。

議長 始まったばかりで聞いたばかりで。座談会をまた新たにしましたというところ一部あるようですが、ほとんどの市町村の方が今からっていう形で、どういった形で先やった人がこんな形でやっていますよっていう情報も聞きながら、四万十町のやり方で、どういった形ができるかっていうのを、模索していかないかんというように思いますが。事務局の考え方は。

事務局 去年3月に計画を策定したところで、まだすぐ言うことも、地権者さんにも、耕作者さんにもえらい急やないかという話になると思います。と言っても、申し出とかご意見聞いたところは適宜、訂正や修正しています。今のところ、みんなで一斉に取り掛かるという予定は立てておりません。

議長 四万十町大変広くて件数も多くっていうことで、なかなかすべてを網羅するというか、100%白はないという形にはなかなか無理と思いますので、できるだけできる方法、明日から全国の方も行きますし、議員さんとも何人会えるかも知りませんが、そういった部分、そういう係の農水省の係のところも訪問するようですので、そういった部分も、どういった形でやったらいいのかも含めて、質問的なものをしていきたいと思っております。まだどうなるか分からん状況の中でこういう状況白塗りが多かったと。全国で31%、高知県62%とそういう中で、少しでも白塗りを少なくするという方法でやっていくような形になるかと思えます。

15 番 それは、その高知県は白が多いからやり直せって言われたってことですか。

議長 それは全国です。調べてみたら結構多かったりという部分もありますが、そのまま置いちゃって、これでいいかよという部分もあると思いますし。どうなるかなっていう。

15 番 僕もね座談会行って聞かれたことあるけど、これやったら何あるのって聞かれて、ええことあるのかって言われたら、これやらんかったら、もしかしたら損するかも分からんよ。ちゃんとやったらお金も使うからあるかも分からん。何あるかわからんけど、何もやってないところには何もしてくれんでっていう話ぐらいしか出来なかったんですよ。今度また座談会ってなったら、もう人来んのかなとかっていうのもあって、もうなんか得なことあるの、損せんためにやってるんやでぐらいのことしか言えな

ったので、今度また座談会ってなった時にどうなんかなってというのは。

議長

座談会が本当に少なかったという意見はありまして、これ前に人・農地プランの時も座談会やって、第2弾という形になって、もう本当に自分も何個か参加しましたが、本当にめっちゃ少なかったんです。0とか1そんなところもあったりして、あまりにも座談会に人が少なすぎたっていう部分もありますし、アンケートの回答がなかったとか、回答の少ない地域もあったと。だからどうすることもできなかった、白塗りになってしまったという部分もあったようです。それをどういうふうに解決するかっていう部分も農林とか一緒に考えていて、同じような形でやってもまたなかなか人が集まらないし、完全に白塗りを埋めていけるような作業もできるかっていうのもなかなか難しいことかなと思いますので、そこら辺は作戦を練りながら、どうやってやったらいいのかなって思います。

議長

他にないでしょうか。4番小野重明委員。

4番

同じ意見やけど、5年先のこと考えたらまた、どんどん白地が増加させんろうかみたいな危機感を持ちゅうがです。ほんで中山間は特に厳しい状態に陥いるのではないかと、その白地が四万十町は60何パーセントそれが回復できるのかどうか非常に心配をしているところです。

議長

私もそういう心配でいっぱいです。ただ1つだけ明るい話題というか、米が今年すごい値段もよく収量あったということで、一応基本米が中心だと思いますので、そういった部分で、作りがいのあるやりがいのある農業がこれで目指せる、価格もある程度安定したっていう形であれば本当に。今まで辞めようかって思う人が続けれる。新規でどんどん増やして当たって作ってくれる人も出てくるとか、そういった部分があれば、もう少し長く引っ張れる部分もあるかなと。圧倒的に後継者少なくて高齢化が多いというのは、変わりませんので。一人の方が、元気のある方が多く作っていただいて、農地を守っていただく。また集落営農への法人化的なものが、農地や地域を守ってくれるとそういった部分で、少しでも長くできる、集落営農につきましても、法人につきましても各問題もございまして、もう完全にそれさえやれば将来明るいというものでもございせんので。色々集落営農、法人化も含めて色々考えながら、地域を守っていきながらの農業という部分を考えていかないかと思っていますので、そこら辺も明日から東京行きますので、少し皆さんと話して、国会議員さんとも話してこようかなというふうに思っております。

議長

他にないでしょうか。8番宮崎恵美子委員。

8番

うちらの方では水路とか農地も整備されてない。本当は仁井田地区、それこそ圃場整備するような話が出てましたけど、農林に行ったらもう出来なくなりましたって中止になりましたけど、水路とかよね圃場らをちゃんとして、若いもんでも楽なように、お水がすっと来るようにとか、圃場も楽なようにしてやらんと。だんだんだんだん作る人

おらんなる、人もおらんなる、やらんなる。農産さんもすごいやりゆうけど、もう見る度にこんなところもやってくれよう、こんなところもやってくれよと、本当にびっくりするような所を作りよる。大豆植えたりしながら、こんなちっちゃいところまで植えてくれちゃうって話をしてたんですけどね。やっぱりそこらもちゃんと整備するというその計画があったので、そこらも作り始めたのに中止になりましたって、予算がなくなりましたとかいうようなことがないように一応、耕地整備もできるとなったらよね希望も持てるがですよ。で、そういうことを言うたら国会議員さんらあもね。農地を守れとか言うばあじゃなくて地域の事情とかもよく考えて、こんなところもあります、こんな農地もありますっていうので、整備らもできるようなことをしてもらいたいと。私は言うてきてもらいたいと思います。

議長 わかりました。自分のところも法人立ち上げてまして、8割集積をやるとできるというところまで行って、町の方にも要望し、こういう工事やりたいき0円でできると8割集約集積したら、0円でできると基盤整備も含めてっていうことで、自分らも基盤整備じゃありませんが、工事を大規模ですけどお願いしておりましたが、お金がないということで中止になりました。で、そういった部分も持続可能なそういう農業を維持するための予算というものをつけていただけるように、要望していきたいと思います。

議長 22番掛水誠幸委員。

22番 今日は静かにしようかと思いましたがすみません。歯の治療中ですので、言葉が出づらいですので申し訳ございませんが。今、宮崎恵美子委員さんから出たようにですね。まだ圃場整備されてないところは今後やっぱり圃場整備せんといかんと思いますし、早い地区で窪川地域で早く圃場整備の終わったところについてはもう30年とか40年とか、大井野についてはおおかた50年近くたつと思いますが、そこについては水路がだいぶ老朽化して水路の補修をせんと言水が来んということがだいぶ出てきております。ということは、なんぼ綺麗に整備されても途中で水路が寸断されると当然主となる米はできませんし、他の作物もなかなか水路がないとですね作りにくい状態になると思いますので、そういう圃場も含めて今後、水路の強化策をですね、ぜひお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長 他にないでしょうか。4番小野重明委員。

4番 8割集積で協力金みたいなのがもうカットされたやんか去年かな。農業新聞も出てたけどあれだけはなんとか続かんのか。

議長 国が集積と言うのにしがいがいいようなことになると、皆さんも集積がなかなか進まんじゃないと思いますので、そこら辺もしっかり聞いてきたいと思います。また、こういう形で聞いてきましたということを次回に報告したいと思います。

議長

他に何かないでしょうか。

なければ、その他の件については終了いたします。これで、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。

以上をもちまして、令和7年度四万十町農業委員会11月総会を閉会いたします。礼。ありがとうございました。

閉会 午後5時00分

この議事録は四万十町農業委員会職員が記録したものであり、内容は正確であることを認める。

令和7年 月 日

会 長

署名委員 12 番

署名委員 28 番
